

長 建 協 発 第 9 8 号
平 成 2 7 年 6 月 3 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

ストレスチェック制度に係る関係省令、告示及び指針の制定について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、仕事や職業生活に強い不安、悩みまたはストレスを感じている労働者が5割を超え、強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される者も増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルスの保全が重要な課題となっております。

こうした課題を踏まえ、平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）において、新たにストレスチェック制度が創設されました。

今般、このストレスチェック制度等に関し必要な関係省令の整備を行うため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第94号）」が平成27年4月15日に公布され、このうちストレスチェック制度に係るものについては、平成27年12月1日から施行されることとなっております。

つきましては、標記について、全建を通じ厚生労働省労働基準局長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。